

管理運営状況 評価シート【令和4年度】

(評価日 令和5年6月30日)

1 施設の概要

施設名	内丸緑地
所在地	盛岡市内丸
設置根拠	都市公園法、県立都市公園条例
設置目的	(設置：昭和52年4月1日) 盛岡市内丸地内に官公庁一団地への来訪者が気軽に休息、待ち合わせ等に利用できる施設とするとともに官公庁の中心シンボリック緑地として設置。
施設概要	敷地面積、建物面積、主な施設、利用定員等 (1) 面積 0.3ha (2) 園路 カラー透水性舗装、カラー透水性平板 (3) ベンチ 26基 (4) 水のみ場 1箇所 (5) 照明灯 2基 (6) 植栽 ヤマボウシ8本、シラカバ 3本、ユリノキ6本、生垣(ドウダンツツジ)、その他
施設所管課	岩手県県土整備部都市計画課 (電話019-629-5887(直通)、メールアドレス AG0007@pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	特定非営利活動法人緑の相談室
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日(5年間)
連絡先	電話 019-681-0722 fax 019-907-3521

3 指定管理者が行う業務等

業務内容(主なもの)	内丸緑地を適正かつ良好な状態で管理する。		
職員配置、管理体制	常勤換算 約 0.4名 (内訳) 清掃(緑の相談室職員) 1人×1h ×365日=365h 植栽管理等(会員) 剪定: 8人×8h=64h 草刈: 4人×8h×4日=128h 落葉清掃: 4人×8h×7日=224h	組織図 <pre> graph TD A[NPO理事長] -- 総監督 --> B[副理事長] A -- 総監督 --> C[緑の相談室職員] B -- 監督 --> D[会員] C -- 実施 --> D subgraph Roles B --- E["【植栽管理等】"] C --- F["【清掃】"] end </pre>	
利用料金	なし		
開館時間		休館日	なし

4 施設の利用状況

(単位：人)

(利用者数、稼働率等)	前年度 29年度	指定管理期間						備考
		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	期間平均	
第1四半期							0	
第2四半期		データなし					0	
第3四半期							0	
第4四半期							0	
年間計(実績)							0	

5 収支の状況

(単位：千円)

区分	前年度 29年度	指定管理期間						備考	
		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	期間平均		
収入	利用料金収入								
	県委託料	1,410	1,410	1,420	1,435	1,435	1,455		1,431
	自主事業収入								
	小計	1,410	1,410	1,420	1,435	1,435	1,455		1,431
支出	人件費								
	維持管理費	1,410	1,410	1,420	1,435	1,435	1,455		1,431
	事業費								
	自主事業費								
	小計	1,410	1,410	1,420	1,435	1,435	1,455		1,431
収支差額	0	0	0	0	0	0	0		

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見(満足度等)の把握方法

把握方法	日常の維持管理の中での聞き取り等	実施主体	指定管理者
------	------------------	------	-------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情 0件、要望 0件、その他 0件
主な苦情、要望等	対応状況
①	
②	
③	
その他利用者からの積極的な評価等 地域の皆さんからいつも綺麗で気持ちいいとの声がある。	

7 業務点検・評価

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運營業務	利用者の平等な利用の確保を図るとともに、公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるよう、指定管理者が提出した指定申請書を基本として作成する管理運營業務計画書に基づき、適正に管理する。 【協定 第4条】	内丸緑地は、特に近隣官公庁の皆さんによる昼休み時間の利用が多い。このことから、ほぼ毎日清掃を行い、より清潔感を高めた。 さらに、プランター33基を設置して癒しの空間を提供した。 また、当内丸緑地は、令和元年7月1日（月）より全面禁煙となった。	A (A)
事業の実施状況	公園の供用期間は、原則として4月1日から3月31日までとする。 【仕様 第6】	緑地の供用期間は、4月1日から3月31日までとした。	A (A)
	清掃の毎日実施（4月～11月） 【申請 目標】	ほぼ、毎日清掃を行うとともに、施設の点検を実施した。	
	盛岡城跡公園との一体的な利用の増進 【申請 目標】	盛岡城跡公園は毎日4回巡回を実施しており、この巡回区域に内丸緑地も含めて一体的に管理しており、来園者の満足度の向上に努めている。	
	【R4重点取組事項】※R4管理業務計画書 プランターを設置して利用者に癒しの空間を提供する。	33基のプランターを設置した。 日常の維持管理は、緑の相談室の活動に協力いただいているボランティア組織「園芸クラブみどり」の皆さんが担当した。 平成24年度はコンテナガーデンの花の盗掘が頻発（約90本）したが、平成25年度～令和4年度は数本の発生にとどまり、24年度に比し大幅に減少した。	
	イベントの開催	令和4年度は、新型コロナ感染拡大防止の観点から、内丸緑地でのイベントは開催されなかった。	
施設の維持管理状況	公園施設を、適正かつ良好な状態で管理する。 【仕様 第7】	ほぼ毎日の清掃活動のほか、市福祉事務所からのボランティアの方々の協力も得て清掃活動・除雪を行った。また、気象災害、地震等警報が発令された場合は、早朝及び災害直後の巡回点検を実施している。	A (A)
	供用期間中適宜緑地を巡視し、施設点検簿により公園施設等を点検する。 【仕様 第8】	施設点検簿の項目に基づき、巡視し、施設の点検を実施した。毎月「清掃・点検等実施状況報告」を県へ提出した。	

施設の維持管理状況	施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行う。 【仕様 第8】	施設の異常が発生した場合は、応急措置を行うこととしている。	A (A)
	芝生、樹木等の維持管理のため、植栽管理基準に準拠して必要な措置を行う。 【仕様 第11】	樹木等の植栽管理については、植栽管理基準に基づき適正に管理した。	
記録等の整理・保管	管理業務に係る関係書類を整備する。 【協定 第16】	維持管理に伴う、支出関係の書類を保存している。 施設点検、管理作業、利用状況等に関しては、「公園施設点検簿（内丸緑地管理日誌）」に記載し、「清掃・点検等実施状況報告」とともに整備している。	A (A)
自主事業、提案内容の実施状況	公園の設置目的に合致するとともに法令に違反せず、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、予め県に事業計画書を提出して自主事業を実施することができる。 【協定 第34】	利用者のための維持管理に努め、安全・安心を重点に管理に努めた。	A (A)
(施設所管課評価)			A (A)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果のあった点 管理運営業務計画書及び仕様書に基づき、公園施設の維持管理を適切に行っている。 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じ、来園者の安全な利用環境の確保に努めている。 ・ 改善・工夫など検討を要する点 特になし。 			

(2) 運営体制等

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	業務に適した者を適時適切に配置する。 【仕様 第4】	日常の管理については、緑の相談室職員が毎日巡視して確認を行っている。植栽管理については、主として法人会員（造園会社）が適正に管理している。	A (A)
	統一した名札等を定め、業務に従事する者であることを明確にする。 【仕様 第4】	緑の相談室のユニホームを着用して実施している。	

危機管理体制（事故、緊急時の対応）	事故・事件が発生した場合には、誠意をもって当事者との交渉に当たるほか、管理上の改善が必要と認められる事項について速やかに対応する。 【仕様 第13】	施設の破損等が生じた場合は、県に報告書を提出して対応を協議することとしている。なお、緊急を要するもの（枯れ枝落下・倒木等で利用者に危険を及ぼすもの）については直ちに処理を行うこととしている。	A (A)
コンプライアンスの取り組み、個人情報の取扱い	管理運営業務に従事している者等は、業務の実施に関し知りえた情報を漏らし、又は他の目的のために使用してはならない。 【協定 第18条】 管理運営業務に係る個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守する。 【協定 第19条】	主要な情報については、事務局長が適正に管理している。 問い合わせや要望をいただいた際の個人情報については、協定に定められている「個人情報取扱特記事項」を遵守している。また、緑の相談室の「個人情報取り扱い規定」も遵守する。	A (A)
県、関係機関等との連携体制	近隣住民や関係機関等との協力・連携に努めるとともに、良好な関係を維持する。 【協定 第10】 県の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に執行する。 【仕様 第3】	今年度も、「東大通商業振興会」の一員として様々な活動に参加して地域の発展に協力している。 県とは相互に情報を交換し、適切な管理に努めた。	A (A)
(施設所管課評価) ・成果のあった点 業務に適した職員配置を行っている。また、施設内の破損等があった場合には、県に報告するなど、適切に処理している。 ・改善・工夫など検討を要する点 特になし。			A (A)

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運營業務	<p>永年培ってきた、造園の技術を生かし、地域の発展、まちづくりに貢献する。</p> <p>【申請 基本方針】</p>	<p>培ってきた造園技術を活かし、盛岡城跡公園との一体的な景観形成に寄与した。</p>	<p>A (A)</p>
利用者サービス	<p>皆さんが利用しやすい公園管理を行なう。</p> <p>【申請 目標】</p>	<p>県の方針により、令和元年7月1日（月）から内丸緑地内を禁煙にすることとし、緑地の入り口6ヶ所に「禁煙」の立看板を設置した。</p> <p>「禁煙」の立看板設置前と設置後を比較するに、設置後の方が吸い殻の「ポイ捨て」は減少している状況である。</p>	<p>A (A)</p>
	<p>利用者が安全、安心、癒しを感じる公園の管理を行なう。</p> <p>【申請 目標】</p>	<p>歩道側の生垣の高さを適正に管理すると共に、プランターを設置して利用者に癒しの空間を提供した。</p>	
<p>(施設所管課評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点 造園の専門的技術を活かして、盛岡城跡公園と一体的な景観形成に貢献している。 ・改善・工夫など検討を要する点 特になし。 			<p>A (A)</p>

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性が図られていること。 【募集要項 審査内容】	指定管理料の範囲内で管理計画に基づき、維持管理している。	A (A)
指定管理者の経営状況	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。 【募集要項 審査内容】	特定非営利活動法人緑の相談室の経営は安定している。また、事業計画書に沿った管理を行っている。	A (A)
(施設所管課評価) ・成果のあった点 指定管理料の範囲内で安定的な管理運営を行っている。 ・改善・工夫など検討を要する点 特になし。			A (A)

※（注1）県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」
指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

（注2）評価指標

- A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている。
- B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。
- C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

<p>① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項</p> <p>・ほぼ毎日の清掃活動やプランターの設置等により清潔感があり、癒しを感じる空間を提供できた。</p>
<p>② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項</p> <p>ア 施設の老朽化について 県庁前緑地の裏側の石積が崩落している。</p> <p>イ 公会堂前緑地の水たまりについて 公会堂前内丸緑地の排水が悪く、大雨の後にはプール状の水たまりができたが、平成28年県発注で舗装工事を実施し、併せて排水口の補修も行ったことから、一時改善された。しかし、その後舗装・排水口の「めづまり」等のためか、また中程度の降雨でも水たまりができるようになった。 県は、令和4年11月、公会堂側内丸緑地の水たまりを解消するため、排水ボックス設置工事を発注し、請負業者が施工し、現地は12月末に完成した。引き続き、降雨後の排水状況を観察していきたい。</p> <p>ウ 公会堂前緑地のユリノキ（7本）について 幹径に対し、樹高が高いことから、強風・積雪等により枝折れ・倒木等の被害発生が懸念される。 県の発注により、令和4年11月28日（月）ユリノキ6本の剪定・1本の伐採が行われ、当初の懸念が解消された。</p> <p>エ 緑地利用者のタバコの「ポイ捨て」について 「禁煙」立看板設置後、吸い殻の「ポイ捨て」は減少している状況であるが、皆無とは言えない状況である。巡回時に、利用者へ注意を喚起しマナーの改善につなげる。県庁側緑地裏サクラ並木斜面に、歩道から吸い殻を捨てる人がいる。</p> <p>オ 新型コロナウイルス感染防止対策について コロナ感染防止対策として引き続き、「立て看板」（密にならないように利用願います）設置などの対策を講じていく。</p>
<p>③ 県に対する要望、意見等</p> <p>ア 施設の老朽化について 県庁前緑地裏側の石積の崩落については、施設の所管を明らかにしたうえで、改修・補修が必要である。</p> <p>イ ヒマラヤシーダー皆伐後の緑地の整備について ヒマラヤシーダー皆伐後の緑地の整備については、学識経験者、利用者等いろいろな方面から意見を聴き、緑地の施設レイアウト、内容等多目的に利用しやすい、良い緑地となるよう再整備することを要望する。</p> <p>ウ 喫煙について 県庁側緑地裏の歩道でタバコを吸っている人が多くいる。また、歩道からサクラ並木斜面に吸殻を捨てる人がいる。タバコを吸っている人は、行政機関の人もいると思われることから、行政機関で連携を図り対応を検討していく必要があると思われる。（市民から「歩道での行列しての喫煙は、醜い。」との話がある。）</p>

(2) 県による評価等

<p>① 指定管理者の運営状況について</p> <ul style="list-style-type: none">・管理運営業務計画書及び仕様書に基づき、公園施設の維持管理を適切に行っている。・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じ、来園者の安全な利用環境の確保に努めている。・施設内の破損等があった場合には、県に報告するなど、適切に処理している。・造園の専門的技術を活かして、盛岡城跡公園と一体的な景観形成に貢献している。・今後も、適切な公園管理を行い、魅力的な公園を維持してほしい。
<p>② 県の対応状況について（自己評価）</p> <p>公園施設の利用促進に向けて、指定管理者制度導入以降、毎年、外部有識者をメンバーとする管理運営検討委員会を開催してきた。令和4年度においても、管理運営状況の検証を行い、さまざまな助言や提言をいただき、他の県立都市公園の指定管理者と情報を共有した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応としては、感染防止対策に係る指定管理者への情報提供など、指定管理者による安全な公園管理を支援した。</p> <p>また、公園施設の老朽化対策としては、岩手県公園施設長寿命化計画により、計画的な施設更新と必要な設備改善を実施していく。</p>
<p>③ 次期指定管理者選定時における検討課題等</p> <p>良好な施設管理と安定的な施設運営を行うこと。</p>

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日： 年 月 日）